

北自旅一第51号の2
北自旅二第56号の2
北技整第39号の2
北技保第31号の2
令和2年5月15日

北海道運輸局 各 運輸支局長 殿

北海道運輸局自動車交通部長（公印省略）
北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

標記については、令和2年4月6日付け、北自旅一第3号の2、北自旅二第10号の2、北技整第5号の2、北技保第2号の2により通知しているところであるが、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長並びに整備課長から、別添のとおり通達がありましたので了知されたい。

なお、一般社団法人北海道バス協会会長及び一般社団法人北海道ハイヤー協会会長あて、別紙により通知したことを申し添える。

国自安第11号の2
国自旅第44号の2
国自整第27号の2
令和2年5月12日

北海道運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により通知しているところである。

今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和2年9月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和2年6月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年9月30日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

北自旅一第51号
北自旅二第56号
北技整第39号
北技保第31号
令和2年5月15日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長



北海道運輸局自動車技術安全部長



新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

標記については、令和2年4月6日付け、北自旅一第3号、北自旅二第10号、北技整第5号、北技保第2号により通知しているところであるが、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長並びに整備課長から、別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知願います。

北自旅一第51号
北自旅二第56号
北技整第39号
北技保第31号
令和2年5月15日

一般社団法人北海道ハイヤー協会会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長



北海道運輸局自動車技術安全部長



新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

標記については、令和2年4月6日付け、北自旅一第3号、北自旅二第10号、北技整第5号、北技保第2号により通知しているところであるが、今般、政府の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長並びに整備課長から、別添のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知願います。